

第3部

朝霞市の男女平等推進体制

男女平等推進体制

1 男女平等推進審議会

男女平等推進審議会は、男女平等推進条例第24条により設置されており、男女平等を推進する上で必要な事項を審議します。具体的には、男女平等に関する行動計画策定に当たっての審議や男女平等の推進に関する市の事業等の評価、男女平等に関する施策の実施状況等について公表される報告書の内容等について審議します。審議会は、男女平等の推進に関する活動を行っている者、関係行政機関の職員、知識経験者、公募による市民の委員13人以内をもって組織されます。

【会議の開催状況】

第1回 令和5年6月7日

- ・令和4年度朝霞市男女平等推進事業報告について
- ・令和4年度朝霞市男女平等推進事業評価(案)について
- ・その他

第2回 令和5年7月21日

- ・各委員の紹介について
- ・会長及び副会長の選出について
- ・男女平等推進審議会の概要について
- ・朝霞市における男女平等推進の取組状況について
- ・その他

第3回 令和6年1月31日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・その他

第4回 令和6年3月22日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・その他

【朝霞市男女平等推進審議会委員名簿】

(順不同・敬称略)

令和6年3月末時点

選出区分	委員氏名	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	委員	朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員
	星名 弘恵	〃	朝霞市女性センターそれいゆぱらざ登録団体
関係行政機関の職員	奥ノ木智子	〃	埼玉県男女共同参画推進センター(R4.4.1～)
	岩上 和弘	〃	埼玉県朝霞警察署(R4.9.15～)
	金井美奈子	〃	埼玉県朝霞保健所 (R4.4.1～)
知識経験者	金子智恵子	副会長	朝霞市商工会
	久慈須美子	委員	女性起業家
	栗山 昇	会長	司法書士
	土佐 隆子	委員	民生委員児童委員
	内山 有子	〃	東洋大学
公募による市民	兼本 尚昌	〃	公募
	島根 道子	〃	公募
	川村 三奈	〃	公募

任期: 令和5年7月15日～令和7年7月14日(2年間)

2 男女平等推進庁内連絡会議

男女平等推進庁内連絡会議は、男女平等推進庁内連絡会議設置要綱により、男女平等推進施策について関係部課相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的な施策を推進するため設置されています。委員は、下記表に掲げる課の、主に課長級、課長補佐級の職員で組織されます。

市長公室	政策企画課、市政情報課
総務部	職員課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課
福祉部	福祉相談課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、健康づくり課
都市建設部	まちづくり推進課
上下水道部	上下水道総務課
教育委員会	教育指導課、生涯学習・スポーツ課

【会議の開催状況】

第1回 令和5年5月30日

- ・副委員長の選出について
- ・令和4年度男女平等推進事業報告について
- ・令和4年度男女平等推進事業評価(案)について
- ・その他

第2回 令和6年3月26日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・性的指向・性自認 職員・教職員サポートガイドの改訂について
- ・その他

【幹事会の開催状況】

幹事会は、男女平等推進庁内連絡会議の中に位置し、男女平等推進に関する具体的事項を調査、研究するプロジェクトチームとして設置されています。幹事は、公室及び部の職員とし、総務部、福祉部、こども・健康部から1人、その他の公室及び部から2人ずつ選出され、主に係長級、主任級の職員で組織されます。

第1回 令和5年5月9日

- ・リーダー及びサブリーダーの選出
- ・令和4年度男女平等推進事業報告について
- ・各種リーフレットについて
- ・令和5年度「重点活動テーマ」について

第2回 令和6年3月21日

- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画策定に向けた市民意識調査・事業所アンケートの内容について
- ・性的指向・性自認 職員・教職員サポートガイドの改訂について
- ・その他

3 DV対策関係機関ネットワーク会議

DV対策関係機関ネットワーク会議は、朝霞市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱により、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するために設置されています。令和元年度からは庁内外を問わず一つの会議体とし、より一層の緊密な連携を図っております。委員は、下記表に掲げる機関に属する者で構成されます。

区分	機関の名称
県の関係機関	1 婦人相談センター
	2 所沢児童相談所
	3 朝霞保健所
	4 朝霞警察署
市の関係機関	1 人権庶務課
	2 地域づくり支援課
	3 総合窓口課
	4 福祉相談課
	5 生活援護課
	6 障害福祉課
	7 長寿はつらつ課
	8 こども未来課
	9 保育課
	10 健康づくり課
	11 保険年金課
	12 教育委員会教育管理課
	13 教育委員会教育指導課
その他の関係機関	1 一般社団法人朝霞地区医師会
	2 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

【会議の開催状況】

第1回 令和5年5月31日

- ・朝霞市におけるDV被害者支援の現状と課題について
- ・DV被害者支援における各関係機関の役割について
- ・その他

○ DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

○ DV相談

本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある(あった)者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。

○ DV対策関係機関ネットワーク会議

DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関することなど、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。

○ LGBTQ(エルジービーティーキュー)

レズビアン(L:女性同性愛者)、ゲイ(G:男性同性愛者)、バイセクシュアル(B:同性も異性も好きになる人)、トランスジェンダー(T:身体の性と心の性が異なる人)、クエスチョニング(Q:自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人)の頭文字をとった言葉。

○ NPO

Non-Profit Organizationの略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

○ あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー

男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数のこと。

○ ジェンダー

本来の生物学的な性別(セックス)ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

○ それいゆばらざ(女性センター)

市民の交流や講座の開催、また、DV 相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。

○ 女性総合相談

本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

○ 女性に対する暴力をなくす運動

国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年 11 月 12 日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の 25 日までの 2 週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成 13(2001)年 6 月 5 日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。

○ パープルリボン

パープルリボン(紫色のリボン)は DV をはじめとする女性に対する暴力をなくそうという国際的なキャンペーンのシンボルとなっている。女性に対する暴力をなくす運動期間中(11/12~25)の前後に、パープルリボンをタペストリーやツリーに飾り付けるといったことや、パープルリボンにちなみ紫色にライトアップするなどの運動が全国で行われる。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 28(2016)年に施行された。民間企業等(一般事業主。常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務)並びに国及び地方公共団体の機関(特定事業主)に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

○ 性的指向・性自認(SOGI)

SOGIは Sexual Orientation Gender Identity の頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。性表現を加えて表す際は、SOGIE(ソジー)と表現する。

○ 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

平成 6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

○ 性別による固定的な役割分業意識

男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

○ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成 11(1999)年6月より施行されている。

○ 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律。性別を理由とする差別の禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を事業主に義務づけている。

○ 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

○ 男女平等推進行動計画

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成 18(2006)年度から 10 年ごとに計画を策定しており、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの計画を「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。

○ 男女平等推進事業企画・運営協力員等

本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員が推進している。

○ 男女平等推進情報「そよかぜ」

男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。

○ 男女平等推進条例

男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成 15 (2003)年に施行された条例。

○ 男女平等推進審議会

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

○ 市内男女平等推進指針

「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、市内における取組を促進することを目的としている。

○ デートDV

恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成 13(2001)年に制定された法律。

○ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。

○ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



朝霞市男女平等推進年次報告書

令和6年度版(令和5年度事業実績)

令和6年6月発行

編集・発行 朝霞市総務部人権庶務課
それいゆぷらざ(女性センター)

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1
TEL 048-463-2697
FAX 048-463-0524